

矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、矢板市内に住居を求める者に対して予算の範囲内で矢板市「暮らし」のびのび定住促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、子育て世代等の若い世代の支援を行うとともに住宅の流通を促進し、より一層の定住促進と地域の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 住宅 居住の用に供する建物であって、玄関、台所、浴室及びトイレを備えているものをいう。
- (2) 新築住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の発行から1年以内の住宅で、居住の用に供されたことがないものをいう。
- (3) 定住 矢板市の住民基本台帳に登録され、矢板市内において自ら所有する住宅を生活の本拠とし、これに5年以上居住することをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付対象者は、矢板市内において新たに住宅を取得した者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) その住宅の登記簿における主たる所有権の登記名義人であること。
- (2) その住宅に定住することを誓約すること。
- (3) その住宅を取得した時点で45歳以下であること。
- (4) その住宅に入居する世帯員が2名以上であること。
- (5) その住宅の所在地に住所を異動すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 取得した住宅と同一番地又は一体とみなすことができる土地に、過去1年以内以内に住所を有したことがある者が世帯員にいるとき。
- (2) 申請者が本市の市税を滞納しているとき。
- (3) 公共工事に伴う移転によるとき。
- (4) 取得した住宅の登記簿における所有権登記名義人が複数存在する場合にあっては、他の所有権登記名義人がこの補助金又は矢板市空家等活用支援補助金の交付申請をしているとき。
- (5) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、矢板市空家等活用支援補助金の交付申請をしているとき。
- (6) その他補助することが適当でないと認められるとき。

（補助金の対象建物）

第4条 補助金の対象となる建物は、申請者が取得した住宅とする。

2 マンション等の建物でその構造上独立した一室を取得した場合については、これを一戸の建物を取得したものとみなす。

（補助金の対象地域）

第5条 補助金の対象地域は、矢板市内全域とする。

（補助金の額等）

第6条 補助の範囲は、別表のとおりとする。

2 別表中各種加算の項に定める各補助額は、それぞれの条件を満たす場合において加算する。

3 補助金の交付額は、別表中基本補助の項に定める補助額及び各種加算の項に定める補助額のうち、該当するものを合計した額とする。

(補助金の交付回数)

第7条 補助金の交付は、同一世帯に対して1回限りとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、同一世帯とみなし、補助金を交付しないものとする。

- (1) 既にこの補助金の交付を受けた者が世帯員にいるとき。
- (2) その他同一世帯であると判断することが適当であると認められるとき。

(補助金の申請)

第8条 申請者は、補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)

に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し(世帯全員についての続柄が記載されているもので、発行から3月以内のもの)
- (2) 申請者が本市の市税を滞納していないことを証する書類
- (3) 定住誓約書(別記様式第2号)
- (4) 住宅の引渡しを受けた日が確認できる書類の写し
- (5) 建物の平面図及び位置図
- (6) 建物の登記簿謄本(全部事項証明書)の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める書類を提出するものとする。

- (1) 土地を購入した場合は、土地の登記簿謄本(全部事項証明書)の写し
- (2) 新築住宅を購入した場合は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (3) 市内に本店又は支店を置く住宅建築関係事業者から新築住宅を購入した場合は、住宅の購入等に関する契約書の写し

(4) 新築住宅の購入に際して太陽光発電設備（低圧配電線と逆潮流のある系統連系をするものであって、その発電出力が10kW未満のものをいう。以下同じ。）の設置を伴う場合は、次に掲げるもの

ア 電力受給契約書の写し又はその内容が確認できる書類の写し

イ 太陽光発電設備の仕様が確認できる書類の写し

(5) 矢板市移住支援金の交付を受けた場合は、矢板市移住支援金交付決定通知書の写し

3 補助金交付申請の期限は、申請者が住宅を取得した日から1年以内とする。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、申請書の内容を審査し、その結果及び補助金の交付額について、補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

この場合において、市長は必要な条件を付すことができる。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金交付請求書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付決定通知書（別記様式第3号）の写し

(2) 振込を希望する口座の通帳の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の返還等）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した補助金の全部又は一部を取り消し、補助金交付取消通知書（別記様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(1) 不正な手段等により補助金の交付を受けた場合

(2) 正当な事由がなく、取得した住宅の所在地に住所を異動した日から5年を経

過することなく矢板市から転出し、又はその住宅を第三者へ譲渡することがあった場合

(3) 矢板市移住支援金の取消しの決定を受けた場合

(4) その他市長が相当の事由があると認める場合

2 市長は、前項の事実が発生したときは、補助金返還命令書（別記様式第6号）により、当該補助金の全部又は一部の返還を当該交付決定者へ命ずることができる。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事情があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、令和2年4月1日以降に住宅を取得した者に適用し、同日前に住宅を取得した者については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、令和3年4月1日以降に住宅を取得した者に適用し、同日前に住宅を取得した者については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和5年4月1日以降に住宅を取得した者に適用し、同日前に住宅を取得した者については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

項目	条件	補助	備考
基本補助	新たに土地を購入し、 新築住宅を購入した場合（土地購入から3年以内に着工した場合）	45万円	
	新築住宅のみを購入した場合	40万円	
	土地及び中古住宅を購入した場合	25万円	
	中古住宅のみを購入した場合	20万円	
各種加	子ども加算	子ども1人当たり5万円加算	
	市内住宅建築関係事業者加算	10万円加算	

算		者を元請とする新築住宅を購入した場合		
	特定地域加算	矢板市立地適正化計画に定める居住誘導区域内、矢板市都市計画に定めるつつじが丘ニュータウン地区地区整備計画区域内及び「矢板都市計画区域における土地利用方針」に定める新市街地内に住宅を取得した場合	20万円加算	住宅のみ取得の場合も含む。
	太陽光発電設備加算（低圧配電線と逆潮流のある系統連系をす るものであつて、その発電出力が10kW未満のもの）	新築住宅の取得に伴って太陽光発電設備を設置した場合	太陽光発電設備の発電出力1kWにつき1万5千円加算	上限を5万円とする。
	矢板市移住支援金受給加算	矢板市移住支援金の交付決定から1年以内に定住促進補助金を申請	100万円加算	

		し、申請時点で、矢板 市移住支援金の受給資 格が継続している場合	
--	--	--	--